

「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」

国立病院機構旭川医療センター
薬剤部

薬剤師による疑義照会は医薬品の適正使用上、薬剤師法に基づく極めて重要な業務である。患者個々の病態を勘案した処方提案は重要だが、医学・薬学上の疑義には該当しない形式的・事務的な確認等が多いのが現状となっている。これにより患者・保険薬剤師・病院薬剤師・処方医師それぞれに負担をかけている。そこで旭川医療センター（以下当院）では、平成22年4月30日付厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコルに基づく薬物治療管理の一環として、医学・薬学上重要度の低い疑義照会等を減らし、患者への薬学的ケアの充実および処方医師の負担軽減を図る目的で「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」を運用することとした。

以下に示す項目について、手順に従って薬剤の管理を遂行すること、並びに事後に当院への連絡を行うことで、事前の問い合わせに代えることを可能にするものとする。

原則

- ・「疑義照会事前同意プロトコルに関する合意書」による合意がない場合は、本プロトコルは使用できない。
- ・先発医薬品において『変更不可』の欄にチェックがある場合は、保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印の有無に関わらず、処方箋を後発医薬品に変更できない。
- ・『含量規格変更不可』又は『剤形変更不可』の記載がある場合は、その指示に従うこと。
- ・処方変更は各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。
- ・患者に十分な説明（服用方法、保管方法、価格等）を実施し、同意を得たうえで変更すること。
- ・頓服薬の回数に関する疑義照会は不要であるが、レセプト上、修正が必要な場合は疑義照会で対応すること。
- ・処方箋の期限切れについては、疑義照会で対応すること。

1. 各種問合せ窓口・処方の内容に関する問い合わせ、プロトコルに関する問い合わせ：薬剤部 医薬品情報管理室
2. 処方変更・調剤後の連絡、処方変更して調剤した場合は、その内容をトレーシングレポート等で薬剤部 Fax：0166-55-2961 に連絡をお願いいたします。（変更など対応した場合は毎回報告すること）
3. 問い合わせの不要例（ただし、麻薬に関するものは除く）
EXCEL ファイル「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」を参照
4. プロトコルを適用可能な診療科
脳神経内科、呼吸器内科、外科、消化器内科、循環器科、病理診断科
5. 疑義照会で対応する診療科（プロトコル適用不可）
放射線科、小児科、泌尿器科、その他出張医